

一般社団法人 日本臨床免疫学会 倫理委員会規則

令和2年10月14日制定

(趣旨)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」という。）倫理委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織等について定める。

(目的)

第2条 委員会は、臨床免疫学の健全な発展のために、本学会の諸活動における倫理的問題について審議し、助言する。

(審議事項)

第3条 委員会は、前項の目的のために、会員からの申請に基づき、次の事項について審議する。

- ① 臨床免疫学に関する倫理的問題について審議申請のあった事項
- ② 本会が主導で行う臨床研究に関する倫理審査
- ③ 会員の活動で倫理に関する疑義が提起された事項
- ④ 本会の名誉を毀損する行為のあった会員に対する懲罰に関する事項
- ⑤ その他理事会・委員会が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次に定める委員で構成される。

- ①委員：理事長が選任し、理事会の議を経て委嘱する。

尚、本会の理事・評議員、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者・一般の立場を代表する者などで構成する。

外部委員も含み、男女両性で構成し、かつ、本会担当理事、利益相反委員会委員長、Immunological Medicine誌 editor を含むものとする。

- ②委員長：理事長が理事である委員の中から選任し、理事会の議を経て委嘱する。

- ③副委員長：委員長が委員の中から選任し、委嘱する。

2. 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第5条 委員長は必要に応じて委員会を開催し、議長となる。委員長が出席できない場合は、副委員長が議長となる。

2. 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
3. 委員長は、必要な場合は、委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にできる。
4. 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。
5. 理事長は、必要に応じオブザーバーとして委員会に出席し意見を述べることができる。
6. 審議は出席議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
7. 本会が会員に科す懲罰は、懲戒規定に従う。
8. 審議は記録として保存する。

(審議手続)

第6条 理事長は、必要に応じて審議事項を委員会に諮問し、委員会は第3条に基づき審議する。

2. 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。
3. 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議決を経て申請者に通知する。ただし、第3条第4号の懲罰に関する決定には、別に定める懲戒規則に従い、当該会員に弁明の機会を与えた上で、懲戒規則に規定の通り社員総会の承認を得なければならない。議事録を公開する場合は、人権やプライバシーの保護に配慮する。
4. 倫理委員会の審議結果に対して異議のある者は、本会に対して異議の申し立てを行うことができる。申し立ては、本会所定の「異議申し立て書」に異議の根拠を記載し、必要な資料を添えて、審査結果通知書交付日翌日から起算して60日以内に提出して行う。
5. 前項の異議申し立てに対する審査は、理事長が倫理委員会に所属しない理事の中から委員長を指名し、委員長が代議員の中から3名以上の委員を選任して審査委員会を組織する。審査委員会は、異議申し立ての内容を必要な調査やヒアリングを実施の上検討し、理事長に対して倫理委員会の審議結果が妥当であるかを答申する。

(事務局)

第7条 委員会事務局は本会事務局に置く。事務局は議事録の作成、保管等を担当する。議事録の保存期間は、審議終了後5年間とする。

(改正)

第8条 本規則の改正は、委員会の審議を経て、理事会の議決を得なければならない。

本規定は、令和2年10月14日から施行する。